

日本小児神経外科学会認定医に関する Q&A

小児神経外科学会認定医制度が開始され、申請や更新に関しての数多くの意見を頂きましたので、これらをまとめて Q&A を作成いたしました。

Q1 認定医の新規申請にあたり、論文の主著がないと申請できませんか？

A1 論文は共著の 1 編でも構いません。論文による学術単位として最高 10 単位まで、主著・共著問わず 5 編までです。

Q2 小児例を含んだ論文は、小児神経外科領域の論文として申請できますか。

A2 小児を主題とした論文であることが必要です。小児例を含んでいるだけでは認定されません。一部の症例が小児である、とか、考察において小児に関する記載があるだけでは認定されません。

Q3 学会予稿集や臨床病理検討会の症例提示は、認定されますか。

A3 論文として認定されません。「小児の脳神経」の extended abstract は認定されます。

Q4 小児神経外科領域として認定される雑誌に基準はありますか。

A4 認定医制度細則にありますように、「小児の脳神経」、「Child's Nervous System」、「Journal of Neurosurgery Pediatrics」、「Pediatric Neurosurgery」を主体とします。それ以外は、認定医委員会で個々に検討しますが、査読のある全国誌であることが必須です。上記以外の雑誌に掲載された論文は、全文コピーと小児領域の論文であることがわかる数行のコメントを添付してください。

Q5 脊髄髄膜瘤や水頭症で小児科医が主治医として NICU で入院管理を行う場合には退院サマリーに反映されないことがあります。このような場合はどのように報告すればいいのでしょうか？

A5 症例の要約と公式手術記録の写しを付けて、担当医として治療にあたったことがわかる書類を提出して下さい。ただし手術を行わなかった症例については認められません。また、提出する症例要約中で申請者の関与がわかる部分にハイライトをつけてください。

Q6 臨床経験 20 症例のサマリーに記載者あるいは科長、診療部長として名前の記載があるとき、その症例は認定されますか。

A6 臨床経験 20 症例は、主治医、受持医あるいは指導医として、その症例を担当していることが必要です。サマリー記載者・承認者、病棟医長、科長、診療部長としてのみ申請者名が記載されている場合は、追加資料提出を求めるところがあります。

Q7 手術症例以外の臨床経験 20 症例において、4 つの分野の疾患の内、3 分野以上を含むこととなっていますが、外来症例（5 例以下）も 3 分野以上が必要ですか？

A7 15歳以下の小児神経外科症例の臨床経験20例は入院症例と外来症例を合わせて、4つの分野の疾患の内、3分野以上を含んでいけば問題ありません。

Q8 手術見学症例の公式手術記録を添付しなければなりませんか？

A8 公式手術記録は不要ですが、手術症例要約および見学証明書を提出してください。

Q9 手術症例の時期はいつでもよいですか？

A9 期間の規定はありません。しかし、2022年以降の申請では、認定医のもとでの手術症例に限定されます。

Q10 小児神経外科認定医は病院などで公示して良いですか？

A10 各施設の病院内やホームページ上への掲載も可能ですし、日本小児神経外科学会ホームページ上で閲覧も可能となります。

Q11 認定医を取得するメリットはありますか？

A11 ホームページや各施設で小児神経外科専門治療を行える認定医を掲示することで、患者やご家族の病院選択やメディカルスタッフからの病院紹介にも利用されることとなりますので、認定医を取得する価値は高いと考えます。2022年以降は、手術経験は認定医指導のもとで行なわれた症例に限定されます。また、今後、小児神経外科学会内で学術委員あるいは専門委員会委員として活躍するには、認定医であることが委員となる条件となります。

Q12 更新時に論文は必要ですか。

A12 必須ではありません。

Q13 学術単位、手術経験、臨床経験などで必要単位を満たしているとき、セミナー参加履歴、手術見学履歴、外来症例要約などの提出は必要ですか。

A13 不要です。

Q14 2015年度に会員になりました。いつ申請できますか。

A14 申請には3年以上の会員歴が必要なため、2018年度以降に申請してください。

Q15 採択されましたが、未だ、掲載されていない論文を申請できますか。

A15 申請できますが、論文リスト（様式5）の雑誌名の後に「in pressあるいは受理：〇〇年〇月〇日」と記載し、採択を証明するもののコピー、採択された論文のタイトルページと抄録のコピーを添付してください。

Q16 論文の著者名が旧姓のときはどうすればよいですか。

A16 論文記載の後ろ書きで（〇〇は旧姓、現在△△）と記載してください。

Q17 申請時に申請料を払ったのに、申請に必要な条件を満たしていない、あるいは書類不備で認定されなかった場合、申請料は戻してもらえますか。

A17 申請書類の審査に事務経費がかかっているので、申し訳ありませんが申請料の払い戻しはできません。

Q18 留学に伴い、更新に必要な単位を取得できなくなりそうです。どうすればよいですか？

A18 留学に伴い猶予が可能です。希望される先生はメール、FAX、郵便にて事務局までご連絡ください。後日、留学先および留学期間の証明を留学先もしくは留学元の施設から発行してもらい、事務局が発行する更新猶予申請書とともに留学前に事務局へ提出してください。認定医委員会で審議の上、原則、留学期間と同じ期間が猶予されます。この猶予期間に単位を取得し更新申請を行ってください。猶予期間中に休会される場合には認定医資格が停止となり、休会しない場合には資格が維持されます。更新猶予は2年を限度として申請することができます。2年を超えて猶予を希望する場合は、再度更新猶予申請が必要です。

Q19 病気、出産、育児等に伴い、更新に必要な単位を取得できなくなりそうです。どうすればよいですか？

A19 病気、出産、育児等に伴い猶予が可能です。希望される先生はメール、FAX、郵便にて事務局までご連絡ください。病気の場合は後日、各種診断書を、出産・育児休暇等は各種証明ができる書類を事務局が発行する更新猶予申請書とともに事務局まで遅滞なく、ご提出ください。認定医委員会で審議の上、原則、証明期間と同じ期間が猶予されます。この猶予期間に単位を取得し更新申請を行ってください。猶予期間中に休会される場合には認定医資格が停止となり、休会しない場合には資格が維持されます。更新猶予は2年を限度として申請することができます。2年を超えて猶予を希望する場合は、再度更新猶予申請が必要です。

Q20 手術症例の年齢において5歳以下あるいは臨床経験症例の15歳以下は6歳未満あるいは16歳未満を意味しますか？

A20 その通りです。

以上